

【院外処方箋の疑義照会なしで対応可能事項】

- ・患者が一包化を希望した場合の一包化指示の追加
(アドヒアランス不良等の理由があり薬剤師が必要と判断した場合のみ)
- ・週1回、月1回投与など毎日投与でない医薬品の処方日数の誤りおよび予約日まで不足している場合は服用回数・日数に応じて変更

例) ボナロン錠 35mg 1T/分1 7日分 ⇒ 1T 週1回
(用法が判明していて処方ミスが明らかな場合)

- ・半錠や1/4錠の処方について、処方された薬品の規格より含有量が小さい規格がある場合の規格変更

例) ワーファリン錠 1mg 0.5T ⇒ ワーファリン錠 0.5mg 1T

※ビソプロロール等の規格により適応が異なる場合は不可とする

- ・処方された薬品の規格より含有量が多い規格に変更した方が服用数量を減らすことができる場合の規格変更

例) アムロジピン錠 2.5mg 2T ⇒ アムロジピン錠 5mg 1T

- ・先発医薬品から他社の同一成分の先発医薬品への薬品名、規格および剤型変更

例) アムロジン錠 5mg 1T ⇒ ノルバスク錠 5mg 1T (他社の先発医薬品への変更)

例) アムロジン OD 錠 5mg 1T ⇒ ノルバスク錠 5mg 1T (先発医薬品の剤型変更)

ただし OD 錠から普通錠に剤型を変更した場合、「プロトコルによる疑義照会報告書」に

- ① 患者から剤型変更について了承を得た旨
- ② 患者が普通錠を嚥下可能であることを確認した旨
を記載すること。

- ・後発医薬品（一般名処方）から先発医薬品（準先発医薬品）への薬品名、規格および剤型変更

例) ファモチジン散 10%「サワイ」 ⇒ ガスター散 10%

例) ロキソプロフェン錠 60mg「EMEC」 ⇒ ロキソニン錠 60mg

例) アムロジピン錠 5mg（一般名処方） 1T ⇒ ノルバスク OD 錠 5mg 1T

ただし OD 錠から普通錠に剤形を変更した場合、「プロトコルによる疑義照会報告書」に

- ③ 患者から剤型変更について了承を得た旨
- ④ 患者が普通錠を嚥下可能であることを確認した旨
を記載すること。

- ・局方品の銘柄変更

例) 酸化マグネシウム「NP」原末 ⇒ 酸化マグネシウム原末「マルイシ」

- ・毎日使用の外用貼付剤の処方枚数の誤りを内用薬の投薬日数と合致するように変更

例) ホクナリンテープ、ニトロダーム TTS、フランドルテープ 等

- ・包装形態上、包装数量の倍数でしか調剤できない医薬品の投与数量を包装数量の倍数に合わせる変更

例) スピリーバ吸入用カプセル 18 μ g、ウルティブロ吸入用カプセル

- ・包装形態上、はさみによるシート切除が困難な場合の奇数から偶数への変更

例) リベルサス錠 等

- ・添付文書と異なる用法

例) 漢方薬の食後投与

例) 抗アレルギー薬、消化性潰瘍治療薬等の 1 日 2 回朝夕食後投与 (添付文書上と異なる場合)

例) カルシウム拮抗薬 (24 時間持続) などの 1 日 2 回投与 (2 回投与確認済み)

例) リパクレオンカプセル、EPA 製剤の毎食後投与 (食直後服用する薬剤の食後投与)

例) ザイティガ錠、グーフイス錠 朝食後 ⇒ 朝食前 (空腹時服用する薬剤の食後投与)

例) ボナロン錠 朝食後 ⇒ 起床時 (空腹時服用する薬剤の食後投与)

- ・頓服薬の医師の指示通りの用法追加

例) ロキソニン錠 医師の指示通り ⇒ 疼痛時 (患者に確認して明らかな場合)

- ・次回予約まで処方日数が不足する場合の処方日数の延長

(予約票による次回予約日および残薬を確認すること、また次回予約日を超える日数の延長は不可)

- ・インスリン注射針の数量変更および処方忘れ分の追加 (他の処方数量の日数と合致するように変更)

- ・その他

- 湿布薬

- ・ 1 日の使用枚数 (処方日数) を患者に確認した上での追記

例) モーラステープ 20mg 1 日 1 回 ⇒ 1 日 1 回 1 回 1 枚

- ・ 制限枚数を超えた処方の適正化

例) モーラステープ 20mg 70 枚 ⇒ 63 枚

- 軟膏等

- ・ 別規格がある場合の処方規格の変更

例) リドメックスコーワ軟膏 5g 10 本 ⇒ 10g 5 本

- ・用法、使用部位の患者に確認した上での追記

例) リンデロン-VG 軟膏 5g 1本 患部に塗布 ⇒ 1日2回 手に塗布

吸入剤

- ・用法を患者に確認した上での追記

- ・外用剤の削除（残薬調整）

（例）レスタミンクリーム 50g→なし

- ・服用薬剤調整支援料 2、特定薬剤管理指導加算 2、吸入薬指導加算、調剤後薬剤管理指導加算、経管投薬支援料等の医師の指示

※但し、必ず服薬報告書を薬剤部に FAX 送信をする

2023.7.20 改訂

2026.9.25 改訂